

幼保連携型認定こども園 月津こども園 重要事項説明書

特定教育・保育の提供の開始にあたり、幼保連携型認定こども園 月津こども園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。尚、掲載情報は令和6年4月1日現在のものです。

また、この重要事項はお子様が生園されるまで有効とします。途中で内容の変更などある時はその都度差し替えし、文書でお知らせします。

1 施設運営主体

名称	社会福祉法人 大和善隣館
所在地	石川県小松市矢崎町ナ 129 番 1
電話番号	(0761) 58-0328
代表者氏名	理事長 広川 保

2 利用施設

施設の種類	幼保連携型認定こども園																																										
施設の名称	月津こども園																																										
施設の所在地	石川県小松市月津町め 57																																										
連絡先	電話番号 (0761) 44-3020 F A X 番号 (0761) 46-5446																																										
管理者	園長 荒井 早苗																																										
対象児童	保育を必要としない満3歳以上の子ども (以下「1号認定子ども」という。) 保育を必要とする満3歳以上の子ども (以下「2号認定子ども」という。) 保育を必要とする満3歳未満の子ども (以下「3号認定子ども」という。)																																										
利用定員	<table border="1"><thead><tr><th>認定区分</th><th>0歳</th><th>1歳</th><th>2歳</th><th>3歳</th><th>4歳</th><th>5歳</th><th>小計</th><th>合計</th></tr></thead><tbody><tr><td>1号認定</td><td></td><td></td><td></td><td>5</td><td>5</td><td>5</td><td>15</td><td rowspan="3">105</td></tr><tr><td>2号認定</td><td></td><td></td><td></td><td>15</td><td>15</td><td>15</td><td>45</td></tr><tr><td>3号認定</td><td>15</td><td>15</td><td>15</td><td></td><td></td><td></td><td>45</td></tr></tbody></table>									認定区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小計	合計	1号認定				5	5	5	15	105	2号認定				15	15	15	45	3号認定	15	15	15				45
認定区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小計	合計																																			
1号認定				5	5	5	15	105																																			
2号認定				15	15	15	45																																				
3号認定	15	15	15				45																																				
開設年月日	平成27年4月1日																																										

3 施設の目的・運営方針

幼保連携型認定こども園月津こども園 (以下「本園」という。) は、以下の運営方針に基づき、『善隣のこころ』 (いつでも どこでも そしてだれにでも われら 善き隣人たらん) を教育・保育理念として、義務教育及びその後の教育の基礎を培うとともに、子どもの最善の利益を考慮しつつ、その生活を保障し、保護者と共に園児を心身ともに健やかに育成することを目的とします。

また小松市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例その他関係法令及び関係条例を遵守し運営するものとします。

- (1) 「本園」は、入園する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「本園」は、教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、教育と保育を一体的に行います。

- (3)「本園」は社会の期待や願いに応えられる創意と活力ある教育・保育活動をすすめ、子ども・保護者・地域に信頼されるよう努めます。
- (4)「本園」は、安心・安定した情緒と落ち着いた環境の中で、健やかで豊かな心と体が育つよう教育・保育を行うよう努めます。
- (5)「本園」は、園児の属する家庭や地域と様々な社会資源との連携を図りながら、子どもの保護者に対する支援及び地域の子育てに対する支援を行うよう努めます。

4 本園における施設・設備などの概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	3,982.79 m ²
	園庭	1,200.00 m ²
園舎	構造	鉄筋コンクリート造り 1階建て
	延べ面積	1,074.91 m ²

(2) 主な設備

設 備	部 屋 数	備 考
乳児室	1室	ひよこ組(0歳児)
ほふく室	2室	たんぽぽ組(1歳児) 遊びの部屋(未満児)
保育室	6室	ちゅうりっぷ組(2歳児) ゆり組(3歳児) きく組(4歳児) ひまわり組(5歳児) 遊びの部屋(以上児) 造形室
遊戯室	1室	
調理室	1室	
子育て支援室	1室	あいあいのおへや

5 職員の配置状況

職種	職員数	常勤	非常勤	職務内容
園長	1	1		業務統括
教頭	1	1		業務調整・子育て支援
主幹保育教諭	1	1		職員の統括・指導
保育教諭	18	12	6	教育・保育業務
養護教諭・看護師	3	1	2	園児、職員の健康管理
栄養士・調理員	4	4	0	給食業務・食育指導
保育補助	5	1	4	早朝・延長保育補助、日々の保育補助
事務員	1	1		事務業務
バス運転士	1(兼務)	1		園バス運転業務
学校医	1		1	健康診断、指導助言
学校歯科医	1		1	歯科検診、指導助言
学校薬剤師	1		1	水質検査等、指導助言

本園では、「小松市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、その他関係法令及び関係条例を遵守し、特定教育・保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯 (8:30～17:30)
教頭	正規の勤務時間帯 (8:00～17:00)
主幹保育教諭	正規の勤務時間帯 (8:00～17:00)
保育教諭	正規の勤務時間帯 (8:00～17:00)
養護教諭・看護師	正規の勤務時間帯 (8:30～16:30)
栄養士・調理員	正規の勤務時間帯 (8:00～17:00)
保育補助	各担当に必要な時間帯

*ローテーションにより、各保育教諭の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

*職種の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 開園日・開園時間及び休業日

(1) 1号認定子ども

開園日	開園時間	提供時間	預かり保育時間	休業日
月曜日 ～ 金曜日	8時00分 ～ 16時00分	教育標準時間 8時00分 ～ 13時00分	13時00分 ～ 16時00分	土曜日・日曜日・国民の祝日 国民の休日 夏季休業日(8/14～8/16) 冬季休業日(12/29～翌年1/3) 但し、園長が必要と認める場合は開園とする。(土曜日の行事など)

(2) 2号認定子ども・3号認定子ども

開園日	開園時間	保育標準時間の提供時間				休業日
		(早朝保育)	保育標準時間	(長時間保育)	(延長保育)	
月曜日 ～ 土曜日	7時00分 ～ 19時00分	7時00分	8時00分	17時01分	18時01分	・日曜日 ・国民の祝日 国民の休日 ・年末年始 (12/29～ 翌年1/3)
		7時59分	17時00分	18時00分	19時00分	
		保育短時間の提供時間				
		(延長保育)	保育短時間	(延長保育)		
		7時00分	8時00分	16時01分		
		～	～	～		
		7時59分	16時00分	19時00分		

*延長保育の利用にあたっては、通常の基本料金の他に、別途、利用者負担(別表1)が必要となります。また、17時01分から18時00分の長時間保育喫食代金等も利用者負担となります。

7 提供する特定教育・保育等の内容

本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成30年4月1日施行）に基づく、特定教育・保育の提供を適切に行います。

●教育・保育の心構えとして以下の三つのゼン（安全・自然・積善）を方針として行います。

すべての子どもが『安全』にすごせる心くばりをする。

すべての子どもに『自然』の大切さを気づかせていく。

すべての子どもの『積善』への努力をみとめていく。

●教育・保育の目標

心身ともに健康な子ども

自然を大切に作る子ども

自分で考えて行動できる子ども

(1) 発達の連続性に考慮した特定教育・保育の提供

0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を園児の発達を考慮した特定教育・保育を提供します。

(2) 様々な年齢の園児の発達の特性に応じた特定教育・保育の提供

満3歳未満の園児については、特に健康、安全や発達の確保を図ります。

満3歳以上の園児については、同一学年の園児で編成される学級による集団生活の中で、遊びを中心とする園児の主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるようにします。

(3) 送迎

希望者については、園バスによる送迎を実施します。（ただし、別途負担有）

(4) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	10時50分頃	15時頃	月齢に応じて時間の変更があります。
1歳児	9時30分頃	11時00分頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時20分頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		12時頃	15時頃	

*献立表は毎月別途お知らせします。

*食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

(5) その他

①預かり保育について

1号認定子どもの預かり保育については、毎月預かり保育申請書の提出が必要となります。

②早朝、長時間、延長保育について

早朝保育、長時間保育、延長保育、土曜午後保育を利用される場合は勤務証明を伴う申請書が必要です。なお、土曜午後保育を利用される方は、毎月、勤務証明を伴う申請書の提出が必要となりますのでご了承ください。

③病児保育事業（体調不良児対応型）について

教育・保育中に発熱など体調不良となった場合において、保護者の方がお迎えに来るまでの間、看護師が安心かつ安全な体制を確保し、保健的な対応等を図ります。

④感染症対策について

- ・本園は、感染症が蔓延しないよう、厚生労働省の「保育所における感染症対策ガイドライン」にのっとり、必要な対策を行っております。
- ・感染症の診断を受けた後に登園される場合は、かかりつけ医師の許可を得るか、または、厚生労働省の「保育所における感染症対策ガイドライン」に定められた登園停止の期間を経過した後とします。
- ・感染症が発生した場合は、掲示板または、メール配信などでお知らせいたします。
- ・嘔吐、便、尿、血液が衣服に付着した場合は、「保育所における感染症対策ガイドライン」にのっとり洗わずにお返しいたします。
- ・嘔吐、下痢が24時間以内に2回以上あった場合は、脱水症状等の心配があるため登園できません。
- ・感染予防のため、保育室、乳児室の入室はご遠慮ください。
- ・子どもが、学校保健安全法に定められた伝染病等にかかった場合、他の子どもに感染する恐れがあると園長が認めたときは、出席停止とすることができます。ただし、同居家族が学校保健安全法第1種に定められた伝染病等にかかった場合も、他の子どもに感染する恐れがあると園長が認めたときは、出席停止等の対策をとる場合もあります。

症状	<u>こんな時は登園を控えて 医療機関を受診しましょう</u>	登園できます
発熱	<ul style="list-style-type: none"> ・元気がない、機嫌が悪い、食欲がない ・24時間以内に38.0℃以上の熱があった ・24時間以内に解熱剤を使った 	<ul style="list-style-type: none"> ・24時間以内に、38.0℃以上の熱がない ・食欲があり、朝食・水分が摂れている ・咳/鼻水の症状は悪くはない
咳	<ul style="list-style-type: none"> ・咳のため夜間に起きる ・連続して咳き込む、呼吸がつかう ・機嫌が悪い、食欲がない 	<ul style="list-style-type: none"> ・連続した咳がない ・喘鳴やつかうな呼吸がない ・機嫌がよく、食欲もある
下痢 (軟便～ 水様便)	<ul style="list-style-type: none"> ・24時間以内に2回以上の下痢あり ・食事や水分を摂ると下痢をする ・下痢があり、いつもより体温が高め 	<ul style="list-style-type: none"> ・24時間以内に下痢症状が1回のみで、機嫌がよく元気である ・食事をしても下痢にならない ・排尿回数がいつも通り
嘔吐	<ul style="list-style-type: none"> ・24時間以内に2回以上の嘔吐あり ・元気がない、食欲がない ・吐きがあり、いつもより体温が高め 	<ul style="list-style-type: none"> ・24時間以内に嘔吐が1回のみで、機嫌がよく元気である ・食欲があり、食事をしても吐かない ・顔色がよく、吐き気もない
発疹	<ul style="list-style-type: none"> ・発熱に伴って発疹がある ・口内炎で食事がとれない (とびひの場合) ・全身に出ていて患部を覆えない 	<ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ医の診察の結果、「感染の恐れなし」 「全身状態がよい」と診断された
目の異常	<ul style="list-style-type: none"> ・目やにが出て目が腫れている ・目が充血している、かゆみがある 	<ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ医の診察の結果、「感染の恐れなし」と診断された

⑤地域子ども・子育て支援事業

●一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において必要な時間だけ一時的にお子様をお預かりします。病気・冠婚葬祭・PTA活動や習い事のあるとき・リフレッシュしたいときなどに利用できます。別表1に掲げる料金を負担して頂きます。

●利用者支援事業

個別の子育て家庭のニーズに合わせて、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や相談・援助などを行っていきます。子ども・子育てに関する総合窓口として誰もが利用できます。(担当：子育て支援コーディネーター)

●子育て支援事業

地域に開かれた施設として子育ての知識や経験、技術を提供しながら子どもの健全育成及び子育て家庭の支援を図ります。

職員を配置し、地域の子育て家庭の方を対象に「あいあいのおへや」を開室しています。

⑥与薬について

園で薬を飲ませることは、原則として禁止されています。しかし、やむを得ず薬を持参される場合はご相談ください。

誤飲や事故を防ぎ、万全を期するために「お薬の依頼書」に必要事項を記載して頂きます。捺印忘れ、薬剤情報提供書(薬の内容や副作用などの説明書)がない場合、また、土曜日、休日保育、一時預かり保育は、原則与薬は行いません。

④診察後初めての服用となるものはお預かりできません。ご家庭で一度服薬した後、30分間様子を見て異常がないことを確認してください。

⑦予防接種後の登園について

厚生労働省から出ている予防接種ガイドラインでは、「予防接種を行ったあとは、走ったり、跳んだりなどの激しい運動をしないように」となっており、また、「激しい運動を行うことで重い副作用を起こす可能性がある」と記載されています。予防接種は、降園後または土曜日などに行うことをお勧めします。

⑧写真の注文について

本園では、インターネット写真販売システム「はいチーズ!」を取り入れています。保育教諭が写した写真を保護者が直接インターネットで選び、購入して頂くシステムです。

*行事(運動会、夏祭り、発表会、卒園式等)の際には、プロカメラマンの撮影の場合もあります。また、保育参加、さつまいも苗植え、芋ほり等にもプロのカメラマンが入ることがあります。

⑨送迎時の駐車について

- ・駐車場では、必ず子どもの手を繋いで車に乗ったり降りたりするようにしてください。
- ・時間帯により混み合うことがありますので、お互い協力をして駐車を心がけてください。
- ・車から離れる時は必ず施錠し、貴重品を車中に置かないようにしてください。
- ・駐車場内及び路上でのいかなる事故等についても本園では保障致しかねますので、細心の注意をもって運転してください。
- ・地球環境保護のためエンジン停止にご協力をお願いいたします。

- ・正面門扉前の駐車場は、身障者の方と妊婦さんの優先駐車場所です。身障者の方と妊婦さんのために開けてくださるようお願いいたします。

⑩ 変更届の提出について

就業や住所、家庭の状況等に変更がありましたら、速やかに園の方にご連絡ください。

⑪ 土曜日の保育について

土曜日は、両親のどちらかがお休みの場合は、家庭保育のご協力をお願いいたします。

お子様との触れ合いを取っていただきたいと思います。

なお、土曜保育を必要とする場合は、土曜給食調査票を提出していただきます。

⑫ タッチビュー（登降園時における時間確認システム）について

本園では、登降園時における時間確認システムを導入しております。玄関に設置したアイパッドの操作を保護者の方にしていただくことで、登降園の正確な時間が確認できます。

⑬ 個人情報について

ホームページに掲載した写真は閲覧以外での使用はしないでください。

また、園行事等の際に保護者の皆様が撮影された写真・動画に関しても、お子様以外の園児が写っている写真はSNS等に掲載しないでください。

8 利用料及び給食費、その他費用

- (1) 毎月の利用料は子どもの在籍地の市(区・町・村)長が定めた額とします。また、幼児教育・保育の無償化により、3歳児から5歳児の全ての子ども、1号認定の満3歳児、及び、住民税非課税世帯の0歳児から2歳児の子どもの保育料も無償となります。
- (2) 1号認定の預かり保育料(13:00から16:00)は無料とします。
- (3) 給食費、その他の私的契約利用料は別表1の通りとします。

9 利用料及び給食費、その他費用の徴収方法

- (1) 利用者は、毎月の利用料及び給食費、その他費用を、保護者指定金融機関口座から自動引落(以下、口座振替)により支払して頂きます。引落日は毎月2日(金融機関休業日は翌営業日)となります。
- (2) 金融機関での振り込み手数料や指定口座の変更や自動引き落としが不可の場合の実費は保護者に負担して頂きます。
- (3) 園長が特に認めた場合は、現金による納入を認める場合があります。

※本園は、いしかわ子育て支援財団プレミアムパスポート事業に協賛しています。年度のはじめにプレミアムパスポートを提示されますと、親子遠足にかかる保護者1名分の料金が半額になります。また、1号認定の子どもは給食費(副食費)が無料になります。途中入園の子どもに関しては、プレミアムパスポートの提示を入園時に受け付けます。

10 利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には特定教育・保育の提供を終了いたします。

- (1) 1号認定子ども及び2号認定子どもが小学校就学の始期に達したとき。
- (2) 3号認定子どもの保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) 保護者からの退園の申し出があったとき。(退園希望月の1か月前の月の初日までに退園届けを提出)
- (4) 利用者負担額の支払いが2か月以上遅滞し、施設からの請求にもかかわらずこれが支払われないとき。

- (5) 児童の保護者が、児童福祉法または子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (6) 利用者（子ども、保護者）が事業者や従事する職員又は他の利用者(子ども、保護者)に対して社会通念を逸脱する行為を行った時は契約を解除する場合があります。
- (7) その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき。

1.1 学校医等

本園は、以下の学校医、学校歯科医、学校薬剤師と契約を締結しています。

(1) 学校医

医療機関の名称	いのき内科・循環器内科クリニック
担当医師名	居軒 功
所在地	小松市矢崎町ネ 49 番地
電話番号	(0761) 58-2690

(2) 学校歯科医

医療機関の名称	あまいわ歯科
担当医師名	中谷 武治
所在地	小松市本折町 109
電話番号	(0761) 22-1371

(3) 学校薬剤師

医療機関の名称	中森かいてき薬局グループ
薬剤師名	代表 中森 寛典
所在地	金沢市間明町 1 丁目 232
電話番号	(076) 287-3892

1.2 緊急時の対応

容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をしてお迎えを待ちます。必要とあれば学校医又は主治医へ連絡を取るなど措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、子どもの身体の安全を最優先させ、本園が指定する機関で、しかるべき治療などの対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

★別表 2 の緊急連絡先に記入をお願いします。

1.3 要望・苦情等に関する相談窓口

本園では、要望・苦情等に係る窓口を以下の通り設置しています。

本園 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 園長 荒井 早苗 ・解決責任者 理事長 広川 保 ・ご利用時間 当園開園日、開園時間内 ・電話番号 (0761) 44-3020 ・FAX (0761) 46-5446 <p>担当者が不在の場合は、本園職員までお申し出ください。</p>		
第三者委員	園井 肇	小松市土居原町 236-2	0761-22-5663
	牧 美鈴	小松市向本折町寅 273	0761-22-7494
	吉田 久恵	小松市矢田町イ 44	0761-44-2744
	川崎 義光	小松市桂町口 89	0761-47-3584
	寺田喜代嗣	小松市東山町か 6-1	0761-22-2338
	上村 富美子	小松市矢田野町ワ-45	0761-44-3615

本園では、上記のほか、要望、苦情等に係る投書箱を玄関門扉横に設置しています。

1.4 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、施設防災計画により対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 ・誘導灯 ・消火器・ガス漏れ報知器 ・非常警報装置・避難車 ・拡声器 ・発電機 ・非常食・水・ミルク等 ・簡易トイレ ・その他、カーテン、敷物、建具などの防災処理
防犯設備	セコム・電気錠・防犯カメラ・さすまた
避難・消火訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。 ・発電機の試運転も避難訓練時に実施します。
避難場所	第1:園庭 第2:職員駐車場 第3:月津小学校

*災害時は、連絡帳のメールを使用して必要な連絡をします。

《近隣の緊急連絡先》

警察署	110番	小松警察署 22-0110	栗津駅前交番 44-2503
消防署	119番	小松市消防本部 20-1119	南消防署 44-2591

1.5 利用者に対しての保険の種類・保険内容・保険金額

本園では、以下の保険に加入しています。

保険会社	独立行政法人日本スポーツ振興センター
保険の種類	災害共済給付
保険金額	死亡見舞金 2,800 万円、1,400 万円 障害見舞金 3,770 万円～82 万円 医療費・医療保険並みの療養に要する費用の 4/10 など
利用者負担	170 円/年

保険会社	社会福祉法人全国社会福祉協議会「ふくしの保険」
保険の種類	賠償責任保険
保険金額	対人賠償補償 1 億円（個人）/7 億円（事故 9） 対物賠償補償 1,000 万円（事故） 受託/管理財物賠償補償 200 万円 人格権侵害など 1,000 万円
利用者負担	なし

保険会社	損害保険ジャパン株式会社	
保険の種類	PTA 団体傷害保険	PTA 活動賠償責任保険
保険金額	死亡・後遺障害 100 万円 入院保険日額 1,500 万円 通院保険日額 1,000 万円	身体 ～3,000 万円（個人）/2 億円（事故） 財物 100 万円（事故）
利用者負担	なし	

1.6 虐待の防止

当園では、児童の人権擁護、虐待の防止を図るため必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施、その他必要な措置を講じることもあります。子ども一人一人の人権を尊重しつつ不適切な保育は致しません。（虐待防止責任者：園長 荒井 早苗）

1.7 秘密の保持

当園では、利用者等の個人情報適切に取り扱うことは、教育・保育事業をはじめ福祉サービスに携わるものの重大な責務と考えます。

当園が保有する利用者等の個人情報に関し適正かつ適正な取扱努力するとともに、広く社会から信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報保護に関連する法令その他の関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報保護を図ります。また、園児、保護者等のプライバシーへの配慮を行います。

1.8 本園におけるその他の留意事項

- ・本園を卒園した後も、子どもや保護者等が相談できるように管理職が窓口として対応します。
- ・本園の敷地内はすべて禁煙です。
- ・他の利用者に対する政治活動、宗教活動及び営利活動はご遠慮く

災害時の対応について

月津こども園 園長 荒井 早苗

月津こども園では、風水害や大地震などが発生し、お預かりしているお子様に危険が見込まれる場合や施設被害により受け入れが困難な場合に、臨時休園などの措置をとることがあります。保護者の皆様におかれましては、下記の対応内容について日頃からご留意をいただき、緊急時には速やかな行動がとれますようにご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

こども園が所在する場所（月津校下・地区）に緊急情報が発令されたとき

開園前 ・午前6時 まで ・午前6時 から開園 時刻まで	警戒レベル3 高齢者等避難	臨時休園とします 避難情報発令中であっても明らかに気象状況が回復傾向であり避難解除も予測される場合は、こども園等の周囲の安全を確認した上で、開園します。
	警戒レベル4 避難指示	
	警戒レベル5 緊急安全確保	

開園中	警戒レベル3 高齢者等避難	お子様を引き渡します ・保護者の皆様へ「状況の連絡」と「安全を確保しつつできるだけ速やかなお迎えの依頼連絡」をします。
	警戒レベル4 避難指示	臨時休園とします ・原則、予め保護者の皆様へ周知している避難所へお子様を避難させます。ただし、他の避難場所又は園内が安全と判断した場合は、その場所にお子様を避難させます。
	警戒レベル5 緊急安全確保	

小松市内において震度5以上の地震が発生したとき

登園前 保育中	震度5以上の地震の発生後に、施設の安全確保、職員体制の確保などが著しく困難な場合、登園自粛や臨時休園となる場合がございます。
------------	--



風水害・地震ともに、危険を感じた場合は、保護者の皆様の判断で（園からの連絡を待たずに）お迎えいただいて構いません。園から連絡ができない事態が発生することも考えられます。早めの判断と対応が、お子様の安心・安全につながります。



月津こども園水害時の避難場所は

月津小学校

月津こども園
〒923-0972 小松市月津町め57
電話0761-44-3020
FAX0761-46-5446

別表1 私的契約利用料等

名称		利用料	説明		
長時間保育料		100 円/回	17:01～18:00 の保育時間中に提供する喫食代金 喫食前に降園する時は持ち帰り		
延長保育料		100 円/時	18:01～19:00 の保育利用料		
*原則実施しないが、保育短時間認定児の延長保育申請があった場合、7:00～7:59の保育利用料100円、16:01～17:00の保育利用料100円、17:01～18:00の保育利用料100円、18:01～19:00 の保育利用料100円徴収する。(喫食した場合は別途喫食代金100円徴収)					
一時預かり (土曜日は実施しない)	地域枠	一時預かり (1日)	2,000円/回	●平日の基準時間8:00～17:00 の9時間の中で、保育の必要な8時間以内の保育利用料。(授乳を含む昼食喫食を含む)ただし、基準時間以外の超過時間利用がある場合は300円/時とする ●半日時間は、8:00～17:00 の9時間の中で、保育の必要な4時間以内の保育利用料 ●地域枠・・施設所在地と同小学校下居住者 ●地域枠外・・施設所在地と同小学校下外居住者	
		一時預かり (半日)	2,000円/回		
		昼食喫食あり (授乳を含む) ----- 昼食喫食なし	1,000円/回		
	地域枠外	一時預かり (1日)	5000円/回		
		一時預かり (半日)	5000円/回		
		昼食喫食あり (授乳を含む) ----- 昼食喫食なし	2000円/回		
	マイ保育園券枠	一時預かり (午前半日)	0円/回 マイ保育園 利用券	●当園にマイ保育園登録された方のみ利用券使用 ●マイ保育園券利用時間は午前中8:00～12:00の間で、4時間以内の保育 午前中のみ利用券使用可	
		一時預かり (1日)	マイ保育園 券+1,000円		
	プレ・パス枠	地域枠・ 地域枠外	一時預かり (1日)	2,000円/回	●いしかわ子育て支援財団プレミアムパスポートを提示の場合、一時預かり利用可
			一時預かり (半日)	2,000円/回	
			昼食喫食あり (授乳を含む) ----- 昼食喫食なし	1,000円/回	
	特別枠	一時預かり (1日)	2,000円/回	●入園1ヶ月前からの慣らし保育及び出産や介護等により一時的に居住地を離れ里帰りのため連続利用する場合で、基準時間8:00～17:00の保育利用料 基準時間以外利用がある場合は300円/時とする ●その他園長が認める場合	
一時預かり (半日)		2,000円/回			
昼食喫食あり (授乳を含む) ----- 昼食喫食なし		1,000円/回			
※一時預かり事業実施要綱(平成27年7月17日27文科初第238号・雇児発0717第11号文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等室・児童家庭局長連名通知)に定める「一時預かり」ではありませんので、専任職員の配置は行いません。					
通園バス利用料	2,000 円/月	月津小学校下内の登降園の1 ヶ月あたり利用料			
	1,000 円/月	月津小学校下内の登園又は降園の1 ヶ月あたり利用料			
	100 円/回	月津小学校下内の1 回あたり登園又は降園の片道利用料			
	2,500 円/月	月津小学校下外の登降園の1 ヶ月あたり利用料			
	1,300 円/月	月津小学校下外の登園又は降園の1 ヶ月あたり利用料			
	150 円/回	月津小学校下外の1 回あたり登園又は降園の片道利用料			

年間維持費	4,000円/年 長兄子のみ	教育・保育充実費3,000円+口座振替等手数料1,000円を年度初めに徴収とする。 (途中入園の場合は、入園月とする。)
	3,000円/年 長兄子以外	年度初めに徴収とする。(途中入園の場合は、入園月とする。)
遠足保護者参加費 (観光バス利用時のみ)	3,000円/人	年度初めに徴収とする。ただし、1家族における参加人数が増えた場合は、別途徴収とする。(観光バス利用時のみ)
日本スポーツ振興センター 共済供給制度 保護者負担金	170円/年	年度初めに徴収とする。ただし、途中入園の場合は入園月とする。 (転園による前施設加入証明書がある場合は除く。)

1号認定児 私的契約利用料

名称	利用料	説明
預かり保育利用料（平日）	無料	預かり保育：13:01～16:00
預かり保育利用料 （土曜日、夏季休業日）	2,000円/回 昼食喫食あり ----- 1,000円/回 昼食喫食なし	原則実施しないが、保護者に特別の事情がある場合のみ実施 行事のある土曜日に出席してもこれに該当しない *預かり保育届け出申請が必要 *利用日の1週間前からのキャンセルは、300円徴収
延長保育料	100円/時	原則実施しないが、保護者に特別の事情がある場合に実施した7:00～7:59、16:01～19:00の保育利用料

給食費（副食費及び主食費）

名称	認定区分	利用料	説明
給食費	副食費	1号 (満3歳児1号認定児も含む)	3,800円/月 (190円/食) 土曜日及び8/14～8/16を除く一ヶ月当たりの喫食代金 出欠の有無による精算は行なわない プレパス提示で副食費は無料 プレパス提示がない場合、副食費の徴収有り
		2号	3,800円/月 (190円/食) 土曜日及び8/14～8/16を除く一ヶ月当たりの喫食代金 出欠の有無による精算は行なわない 土曜日等喫食時は、1回×追加料金190円を翌月徴収
		*年収360万円未満相当世帯の全ての3～5歳の子ども及び、18歳以下の児童等が3人以上いる世帯の第3子以降の子どもは副食費が免除	
	主食費	1号 (満3歳児1号認定児も含む)	1,000円/月 土曜日及び8/14～8/16を除く一ヶ月あたりの喫食代金 出欠の有無による精算は行なわない
		2号	1,000円/月 土曜日及び8/14～8/16を除く一ヶ月あたりの喫食代金 出欠の有無による精算は行なわない
		※前年度給食材料費実績に基づき10月1日に料金改定を実施する。	

3歳児以上の個人負担実費徴収分

年齢区分	品物	金額
3歳児以上	ぞうり（14～15cm, 16～17cm, 18～19cm, 20～21cm）	2,200円

※教育・保育充実費は、年度初めに徴収し、必要な教材等を渡すこととする。
ただし、紛失・破損等個人的理由により途中で購入の場合は、その物品に限り実費徴収とする。
尚、法人内での年度途中の転園の際、転園先では教育保育充実費は徴収しない。

※延長保育料・長時間保育料・土曜日副食費（喫食時）は、実績徴収（翌月徴収）とする。
卒園・退園時も翌月徴収とする。

※利用料及び私的契約利用料については、返納等には基本応じないこととする。やむを得ず途中退園しても返納しないこととする

※プレミアムバスポートを年度初めに提示の場合は、遠足保護者参加費（観光バス利用時のみ）を半額、1号認定児の給食費（副食費）を無料とする。ただし、途中入園児に限っては、提示を入園月とする。

※着替え用衣類（パンツ）は原則、家庭から持ってきたものを使用するが、やむを得ず園の物を使用する際は、園からの新品の物を提供し、その代金は保護者負担（実費徴収）とする。

※R6年度は内履き用草履式鼻緒サンダル代金2,200円は年度初めに実費徴収する。（ひまわり・きく・ゆり組のみ）R6年度以降は2歳児ちゅうりっぷ組のみ購入し、代金は4月に実費徴収とする。